

神戸地区住民自治協議会退任役員等の慰労について

神戸地区住民自治協議会役員等の慰労及び弔事に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、神戸地区住民自治協議会役員等の慰労及び弔事に関して必要な事項を定める。

(慰労の対象)

第2条 神戸地区住民自治協議会の役員等の退任者について、その功績に対して感謝の意を表すため下記の者を慰労する。(1) 会長、副会長、理事、会計、顧問、参与 (2) 部会部長 (3) 市民センター長、生涯学習支援員、事務員 (3) その他特に会長が認めた者。

(慰労の方法)

第3条 慰労は、会長名で感謝状と記念品料を贈呈する。

2 慰労は原則として総会にて行う。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

(慰労記念品料の基準)

第4条 慰労記念品料の基準は下記のとおりとする。(1) 会長20,000円

(2) 副会長・理事・会計・顧問・参与10,000円 (3) 部会部長10,000円 (4) 市民センター長、事務員、生涯学習支援員 10,000円

※上記の規定に基づき感謝の意を表すため下記の者を慰労する。

令和5年度 対象者 名簿

NO	役職	氏名	経歴
1	副会長	廣岡 聡	理事1年・副会長1年
2	副会長	森北 秀雄	理事1年・副会長1年
3	理事	山口 光男	理事1年
4	顧問	藤森 易男	理事1年・副会長1年・顧問1年